



## 過半数代表者の選出について考えよう!①

基本的に会社は社員に対して、法定労働時間（1日8時間・1週間40時間）を超えて労働させたり、公休日（1週1回または4週で4回以上付与）に労働させることは一切できません。

### 労働基準法

（労働時間）第32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

（休日）第35条 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも1回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、四週間を通じ4日以上の日を与える使用者については適用しない。

本来は**法定労働時間を超えて労働させたり、公休日に労働させることは労働基準法違反**となります。違反した場合は、（6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に）処されます。

法定労働時間「外」・公休日に労働させる場合には

# 36協定の締結が必要です!

36（サブロク）協定とは、使用者（会社）が労働者（社員）に対して、『**時間外および公休日**』に働かせることを可能にするために、労働者と結ぶ協定のことです。あらかじめ、**労働者と使用者（会社）とで書面による協定を締結することにより、時間外労働（超勤）や公休日労働をさせることが可能**になります。労働基準法第36条に規定されているため、「36協定」と呼ばれています。